

キャリアアップ助成金 賃金規定等改定コース

令和5年
4月1日
制度改正!!

有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、昇給した場合に助成されます。

助成額

増額の対象者が全ての非正規雇用労働者の場合でも、一部(雇用形態別・職種別等)の非正規雇用労働者の場合(※)でも、賃金増額を行った労働者1人当たりの助成額を同額とします。労働者単位で助成することで、現行よりも助成額が高くなる場合があります。

※ 雇用形態別または職種別等の合理的な理由により区分されていることが必要です。

	引上げ率 3%以上 5%未満	引上げ率 5%以上
中小企業	5万円	6.5万円
大企業	3.3万円	4.3万円



※ 1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人まで

加算措置

※ 1事業所当たり1回のみ

	職務評価の手法による活用により 賃金規程等を増額改定した場合
中小企業	20万円
大企業	15万円

職務評価とは

職務の大きさ(職務内容・責任の程度)を相対的に比較し、その職務に従事する労働者の待遇が職務の大きさに応じたものとなっているか現状を評価することです。
職務評価は、個々の労働者の仕事への取り組み方や能力を評価(人事評価・能力評価)するものとは異なります。

具体的には・・・

- ☑ 賃金規定等の改定日より前に職務評価を実施すること
- ☑ 職務の内容・大きさについて評価すること
- ☑ 職務評価に基づいて、各等級の格付けを決定すること
- ☑ 職務評価結果と賃金テーブルの相関関係を示すこと
- ☑ 職務評価は「要素別点数法」「単純比較法」「要素比較法」「分類法」等の手法を用いること
- ☑ 職務評価対象者は雇用するすべて、または、一部の有期雇用労働者等と正規雇用労働者を対象とすること

賃金テーブルで格付けすることが必要です